

労働安全衛生法施行令、施行規則等の一部を改正



厚生労働省は、平成 26 年 8 月 20 日に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」を、更に同年 8 月 25 日に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」を交付し、同年 11 月 1 日より施行となります。改正の内容は、以下の通りです。

<政省令改正のポイント>

1. ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)、有機溶剤 10 物質*を特定化学物質の第 2 類物質に追加

DDVP 及び有機溶剤中毒予防規則(有機則)の規制対象としてきた有機溶剤 10 物質を特定化学物質の第 2 類物質に追加し、有機溶剤 10 物質を第 1 種有機溶剤等及び第 2 種有機溶剤等の定義から除外した。

2. エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパン並びに有機溶剤 10 物質を「特別有機溶剤」と定義

上記 12 物質の取り扱い業務のうち、次の「特別有機溶剤業務」について特定化学物質障害予防規則(特化則)を適用する。

・クロロホルム等有機溶剤業務

クロロホルム等(第 2 類物質に移行した有機溶剤 10 物質及びこれらを含む製剤その他のもの)の製造、取扱い業務のうち、有機則で定める有機溶剤業務と同様の業務

・エチルベンゼン塗装業務

・1,2-ジクロロプロパン洗浄、払拭業務

3. 作業環境測定及び健康診断の実施

特別有機溶剤及び DDVP に係る作業環境測定を行い、測定と評価の記録を 30 年間保存すること。また、特別有機溶剤業務及び DDVP 取扱い業務に係る特殊健康診断の項目を定め、健康診断結果の記録を 30 年間保存すること。

4. 特定有機溶剤混合物に係る測定

特別有機溶剤又は有機溶剤を含む製剤その他の物(特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量の合計が 5%を超えるもの)の製造、取扱い作業場については、有機則の規定を準用して空気中の有機溶剤濃度の測定を行うこと。

※ジクロロメタンをはじめとする有機溶剤 10 物質

クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

当社は、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2014 年 8 月 20 日付 政令第 288 号、2014 年 8 月 25 日 厚生労働省令第 101 号

測定技術箇所 山田悠貴

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

